

# S A 設備の使用前事業者検査後の定期事業者検査実施について

---

東京電力ホールディングス（株）  
2022年10月17日

## 1. 使用前事業者検査完了から使用前確認までに発生する作業に対する考え方

- 当社柏崎刈羽原発7号機では、新規制基準に適合するべく安全対策工事を実施している最中である。
- 設置したSA設備について、2020年8月から申請中であった設工認に基づく使用前事業者検査を開始し今日に至っている。
- 設備は使用していなくても湿度(塩害)やホコリ、紫外線などにより、使用している油やパッキンをはじめ、錆など劣化は進むので、保全の計画(点検計画)を整備している最中。
- 当社は使用前確認が終了するまでに以下の作業が発生した際は、「使用前事業者検査が完了した状態から変更が生じていない」ことを条件に、作業後の設備の状態が技術上の基準に適合していることを定期事業者検査で確認することとしている。
  - ✓ 保全計画に従う点検(特別な点検計画を含む)
  - ✓ 施設管理基本マニュアルに定める使用前点検
  - ✓ 不具合対応による修理、他事象からの水平展開
- 技術上の基準適合の確認に定期事業者検査を選択している理由  
炉規制法上、原子炉設置者は発電用原子炉施設を技術上の基準に適合するように維持することが求められている。そのため定期的に検査(定期事業者検査)を行い、基準に適合していることを確認し、結果を記録・保存しなければならない。特に定期事業者検査では、劣化の状態を確認して一定の期間、基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する必要がある。  
従って、「使用前事業者検査が完了した状態から変更が生じていない」ことを条件として定期事業者検査で基準に適合していることを確認することとしている。

## 2. 技術基準適合に関する法令要求

### 炉規制法

(使用前事業者検査等)

第四十三条の三の十一

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、設置又は変更の工事をする発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

2 前項の検査（次項及び第四十三条の三の二十四第一項において「使用前事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けた設計及び工事の計画又は前条第一項の規定による届出をした設計及び工事の計画に従って行われたものであること。

二 第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合するものであること。

3 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、使用前事業者検査についての原子力規制検査により発電用原子炉施設が前項各号のいずれにも適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けた後でなければ、その発電用原子炉施設を使用してはならない。

(発電用原子炉施設の維持)

第四十三条の三の十四

発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(定期事業者検査)

第四十三条の三の十六

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、発電用原子炉施設について検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

2 前項の検査（以下この条及び第四十三条の三の二十四第一項において「定期事業者検査」という。）においては、その発電用原子炉施設が第四十三条の三の十四の技術上の基準に適合していることを確認しなければならない。

### 3. 検査の実施に関する法令要求

#### 実用炉規則

(使用前事業者検査の実施)

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
- 二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法
- 2 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。
- 3 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。
  - 一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向
  - 二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果
  - 三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）
- 4 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。
- 5 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合には、この限りでない。
- 6 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。